

①行事名(コース)など  
②住所 ③氏名(ふりがな)  
④電話またはFAX番号  
⑤「保育可」の催しで保育希望の場合は、その旨と子どもの氏名・ふりがな・年齢

**ハガキ・ファクシミリ等の記入例**

- あて先は各記事の申込先(住所の記載がないものは、〒154-8504 世田谷4-21-27 世田谷区役所)
- 往復ハガキの場合は、返信用にも住所・氏名を記入
- 連記・重複申込不可 ●特に条件のある場合は明記します

区役所 〒154-8504 世田谷4-21-27

HP <https://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやコール ☎03-5432-3333  
区HPQ 8436 FAX03-5432-3100

令和6年(2024年)10月1日

せたがや



**国外から転入された方へ  
国民年金への加入手続きが必要です**

国外から転入された20歳以上60歳未満の方は、日本国籍、外国籍にかかわらず国民年金への加入手続きが必要です(厚生年金・第3号で加入されている方を除く)。国外在住期間に任意加入をしていた方も改めて第1号被保険者となるための加入手続きが必要です。手続きをしないと、本来受け取れるはずの年金が受け取れなくなる等の不利益が生じる可能性があります。お早めにお手続きください。

**受付窓口** / 国保・年金課国民年金係、総合支所くみん窓口・出張所、世田谷年金事務所(世田谷1-30-12)

**備** 国外へ転出される日本国籍の方は、国外在住期間の任意加入制度があります(60歳以上70歳未満の方は一定の要件を満たすと、任意で加入することができます)。詳しくは、お問い合わせください。

関国保・年金課国民年金係 ☎5432-2356 FAX5432-3051  
世田谷年金事務所 ☎6844-3871(音声案内「2」→「2」) FAX6844-3872



**オンラインでご自身の年金記録の  
確認等ができます**

「ねんきんネット」は、パソコンやスマートフォンからご自身のこれまでの年金記録(加入履歴・納付状況等)の確認や、将来受け取る年金の見込額の試算、国民年金保険料免除等の適用を受けている期間の追納可能月数や、その金額の確認等ができる日本年金機構のサービスです。

さらに、マイナポータルと「ねんきんネット」を連携することで、年末調整に必要な社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を、電子データで受け取ることができます(10月下旬に電子送付予定のため、ご利用には10月上旬までに電子送付希望の登録が必要です)。

登録・利用方法や機能等詳しくは、日本年金機構のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。  
担当=国保・年金課国民年金係



関ねんきんネット専用電話 ☎0570-058-555(050で始まる電話からは☎03-6700-1144)、世田谷年金事務所☎6844-3871 FAX6844-3872



**10月は骨髄バンク推進月間です  
～ドナー登録しませんか**

骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)の負担軽減と、ドナー登録の拡大を推進するため、通院(検査)・入院に要した日数に応じて助成金を交付しています。

**対** ①(公財)日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血幹細胞を提供した区内に住所を有する方②①の方が勤務している国内事業者(国・地方公共団体等は除く)

**助成額** / 1日①2万円②1万円 ※いずれも上限7日。

関世田谷保健所感染症対策課 ☎5432-2274 FAX5432-3022 区HPQ 2988



**総合教育会議(区長と教育委員会の  
公開ディスカッション)**

テーマ / 子どもたち一人ひとりの個性を引き出す多様な学び

**日** 10月19日(土)午後1時30分～4時

**場** 教育総合センター(若林5-38-1)またはオンライン

**備** 保育可(10月8日までに要予約)。

**申** 10月15日までに、区HPQ 6046 からオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面。会場・オンラインの別も明記)で政策企画課(☎5432-2033 FAX5432-3047)へ 先着 会場=70人、オンライン=500人



**自転車の防犯登録はお済みですか  
～防犯登録の有効期限をご確認ください**

自転車の防犯登録は、法律により義務付けられています。お済みでない方は速やかに登録手続きをお願いします。以下の日時・会場で登録が行えます。

**日** 10月13日(日)午前10時～正午(雨天実施)

**費** 660円

**持参するもの** / 自転車(譲り受けた場合はそれを証明できるもの、インターネット等で購入した場合は販売証明書)、所有者の住所・氏名が確認できるもの(運転免許証等)、印鑑

会場	問合せ先
世田谷警察署(三軒茶屋2-4-4)	菅原輪業 ☎・FAX3411-1875
北沢警察署(松原6-4-14)	志保田自転車商会 ☎・FAX3321-6528
玉川警察署(中町2-9-22)	タシロ自転車店 ☎3427-3459 FAX3427-2977
サイクルハウスオザキ(船橋5-20-16)	サイクルハウスオザキ ☎3302-1993 FAX3302-1957

関交通安全自転車課 ☎6432-7967 FAX6432-7996



**中小企業緊急特別融資の  
あっせん**

**対** 区内で1年以上営業している中小企業者(法人は区内に本店登記所在地があること)

**資金使途** / 運転資金 **限度額** / 300万円

**返済期間** / 1年6か月以内(据置6か月以内を含む)

**本人負担金利** / 0.1% (区負担1.6%)

**受付期間** / 第1期=11月1～30日、第2期=7年2月1～28日

※申込はいずれかの期間に1回のみ。

※土・日曜、祝・休日を除く。



関(公財)世田谷区産業振興公社  
☎3411-6603 FAX3411-6610

**第41回駅前放置自転車クリーンキャンペーン**

10月22～31日を中心に、広報活動を行います。

**「自転車の代わりに置こう 思いやり」** 放置自転車は、歩行者や車の通行を妨げ、緊急車両の活動妨害や防災面での危険物となります。

**自転車の放置は時間の長短や目的にかかわらず禁止です**

●駐輪場やレンタサイクル等を利用しましょう

月ぎめ・日ぎめ・時間ぎめの駐輪場やレンタサイクルポート、民間シェアサイクルを目的に応じてご利用ください。

●自転車の整理誘導にご協力をお願いします

放置自転車の多い区内12駅に整理誘導員を配置し、駐輪場のご案内や放置防止の呼び掛け等を行っています。

●放置自転車は撤去します

区内36駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定しています。区域内外を問わず、放置自転車等は撤去します(撤去・保管料=自転車3000円、原付4000円)。

●私有地の放置自転車

私有地に放置された自転車等は、土地の所有者による対応となります。

●自転車の盗難に注意(鍵をかけましょう)

盗まれた自転車等が放置自転車として撤去される場合があります。自宅や集合住宅の敷地内の駐輪でも必ず鍵をかけましょう。自転車等が盗まれた場合は、速やかに警察署や交番へ被害届を提出してください。撤去前までに届けが出されている場合は、撤去・保管料を免除します。



関交通安全自転車課 ☎6432-7968 FAX6432-7996